

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年10月25日
【四半期会計期間】	第29期第3四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）
【会社名】	株式会社ペッパーフードサービス
【英訳名】	PEPPER FOOD SERVICE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO 一瀬 邦夫
【本店の所在の場所】	東京都墨田区吾妻橋三丁目3番2号
【電話番号】	(03)3829 3210(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部 総務部長 猿山 博人
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区吾妻橋三丁目3番2号
【電話番号】	(03)3829 3210(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部 総務部長 猿山 博人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第28期 第3四半期 累計期間	第29期 第3四半期 累計期間	第28期
会計期間	自平成24年 1月1日 至平成24年 9月30日	自平成25年 1月1日 至平成25年 9月30日	自平成24年 1月1日 至平成24年 12月31日
売上高(千円)	3,885,000	4,173,139	5,239,477
経常利益(千円)	40,270	154,940	94,444
四半期(当期)純利益(千円)	1,070	98,590	14,134
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-	-
資本金(千円)	706,845	715,994	707,000
発行済株式総数(株)	28,364	2,866,000	28,369
純資産額(千円)	273,948	403,842	288,141
総資産額(千円)	1,568,077	1,715,914	1,538,847
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	0.41	34.62	5.38
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	0.41	34.41	5.32
1株当たり配当額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	16.9	23.3	18.2

回次	第28期 第3四半期 会計期間	第29期 第3四半期 会計期間
会計期間	自平成24年 7月1日 至平成24年 9月30日	自平成25年 7月1日 至平成25年 9月30日
1株当たり四半期純利益金額(円)	6.51	6.07

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 第28期の1株当たり配当額については、無配のため記載しておりません。

5. 平成25年7月1日を効力発生日として1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、経済対策及び金融政策の効果が期待され、家計所得や投資が増加傾向で景気回復基調にあるものの、海外経済を巡る不確実性は依然として高く、先行き不透明な状況が続きました。

外食産業におきましても、個人消費が持ち直しの傾向であるものの、円安による輸入価格や原材料価格の高騰、企業間における顧客獲得競争がより激しさを増し、依然として厳しい状況にあります。

こうした状況のもと、当社は更なる規模の拡大を目指し、新規業態の出店を積極的に行い、お客様の多様なニーズに応えるための新規メニューの導入などに取り組んでまいりました。また、円安による原材料価格の高騰への対策として、引き続き商品構成の見直しに取り組んでまいりました。

これらの結果、当第3四半期累計期間における業績は、売上高4,173百万円（前年同期比7.4%増）、営業利益153百万円（前年同期比194.1%増）、経常利益154百万円（前年同期比284.8%増）、四半期純利益98百万円（前年同期は1百万円の四半期純利益）となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

ペッパーランチ事業

ペッパーランチ事業につきましては、7月に弘前ヒロロのフードコート内に「ペッパーランチ」として当期初のオープンを行いました。

「ペッパーランチダイナー」では、小岩駅前に「ペッパーランチ」からの業態変更としてオープン、夏季限定店舗（7月9日から9月8日まで）として湘南由比ヶ浜のエイベックスビーチハウスにオープン、長崎県佐世保のテーマパークであるハウステンボス内にオープンし店舗数は4店舗となりました。特にハウステンボスはテーマパークへの初の取り組みとなり、今後のテーマパークへの進出の足がかりとなる出店となりました。

「92'S(クニズ)」では、7月にイーアスつくば、8月にミスターマックス藤沢のフードコート内に「ペッパーランチ」からの業態変更としてオープンし、店舗数は6店舗となりました。

また、6月にオープンしたアメリカンキッチンアリオ上尾店に続き、9月にはハワイアンパンケーキの新業態「Alo Moana Cafe」をオープンし、パンケーキ業態としての店舗数は2店舗となりました。

マーケティング活動につきましては、夏季限定「ガーリックワイルドステーキ」の高単価・高付加価値商品の全店導入や、個店販促や、キャンペーンを定期的に行い、業績向上に努めてまいりました。さらに、主力商品の「ワイルドジューシカットステーキ」、「サービスステーキ」の原材料であるチャックアイロールを独自の熟成方式確立により従来品に比べ、柔らかさ・味・香りを向上させ、品質面の改善に取り組んでまいりました。

海外におけるペッパーランチ事業は、現地の売上高及び新規出店に伴う加盟金収入の増加などにより、売上高は202百万円（前年同期比71.8%増）となりました。

この結果、ペッパーランチ事業全体の当第3四半期累計期間における売上高は3,060百万円（前年同期比6.2%増）、営業利益は485百万円（前年同期比29.9%増）となりました。

また、新規出店数は44店舗（うち海外30店舗）であり、店舗数は278店舗となりました。

レストラン事業

レストラン事業につきましては、ステーキ業態「炭焼ステーキくに」、とんかつ業態「こだわりとんかつ かつき亭」、ハンバーグ業態「炭焼ビーフハンバーグステーキくに」、ヤングファミリー層を対象としたサラダバー付き業態「太陽の家族くに」、牛たんの専門業態「牛たん仙台なとり」の更なるサービス向上を徹底するとともに、業態や立地条件ごとにメニュー施策を行い顧客の満足度向上に努めてまいりました。

「炭焼ステーキくに」では、赤坂店、両国店にて、月1回継続的に異業種交流会「美味しいステーキを楽しく食べる夕べ」を行い、ブランドイメージの向上を図ってまいりました。

「牛たん仙台なとり」では、4月にオープンしたイオンモール東久留米店に続き、柏駅前に「ペッパーランチ」から業態変更としてオープンいたしました。店舗数は2店舗となり、今後のフランチャイズ展開への大きな一歩を踏み出しました。

この結果、レストラン事業全体の当第3四半期累計期間における売上高は1,091百万円（前年同期比10.8%増）、営業利益は39百万円（前年同期比1.1%増）となりました。

また、新規出店数は3店舗であり、店舗数は19店舗となりました。

商品販売事業

商品販売事業につきましては、「とんかつソース」、「冷凍ペッパーライス」及び「冷凍ハンバーグ」の販売において新規顧客の獲得を目指し、ネット販売を中心に行ってまいりました。

この結果、当第3四半期累計期間における売上高は21百万円（前年同期比11.3%増）、営業損失は5百万円（前年同期は5百万円の営業損失）となりました。

（2）財政状態の分析

当第3四半期会計期間末の総資産は、前事業年度末に比べて177百万円増加し1,715百万円になりました。これは主に、現金及び預金が188百万円増加したこと、売掛金が34百万円減少したこと、未収入金（流動資産・その他）が53百万円減少したこと、建物が73百万円増加したこと、車両運搬具（有形固定資産・その他）が16百万円増加したこと、無形固定資産が56百万円増加したこと及び敷金及び保証金が72百万円減少したことによるものです。

負債合計は、前事業年度末に比べて61百万円増加し、1,312百万円となりました。これは主に、買掛金が32百万円増加したこと、借入金が36百万円増加したこと、未払金が27百万円増加したこと、社債が43百万円減少したこと、受入保証金が14百万円減少したこと及び長期未払金（固定負債・その他）が22百万円増加したことによるものです。

純資産は、四半期純利益を98百万円計上したことなどから、前事業年度末に比べて115百万円増加し、403百万円となりました。また、自己資本比率は、前事業年度末に比べて5.1ポイント増加して23.3%となりました。

（3）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

（4）研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,100,000
計	5,100,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年10月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,866,000	2,866,000	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	2,866,000	2,866,000		

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成25年10月1日以降、この四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年6月27日
新株予約権の数(個)	913
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	91,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 852
新株予約権の行使期間	自 平成26年2月17日 至 平成29年2月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 856 資本組入額 428
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又は算定方法

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整することができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金852円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、平成25年12月期乃至平成26年12月期の監査済みの当社損益計算書（連結財務諸表を作成した場合は連結損益計算書）における営業利益（連結財務諸表を作成した場合は連結営業利益）の累計額が2億6700万円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(2) 新株予約権者は、当社普通株式の普通取引終値が、本新株予約権の発行に係る当社取締役会の決議の前日の当社普通株式の普通取引終値である852円（以下、「前提株価」という。）に対し、以下の各期間についてそれぞれ定める水準（以下、「条件判断水準」といい、1円未満の端数は切り捨てる。）を一度でも下回った場合、上記(1)の行使の条件を満たしている場合でも、行使を行うことはできないものとする。

平成25年12月期の監査済みの当社損益計算書（連結財務諸表を作成した場合は連結損益計算書）における営業利益（連結財務諸表を作成した場合は連結営業利益）が2億6700万円を超過している場合について、平成25年7月16日から平成26年2月14日まで、条件判断水準前提株価の50%

平成25年12月期乃至平成26年12月期の監査済みの当社損益計算書（連結財務諸表を作成した場合は連結損益計算書）における営業利益（連結財務諸表を作成した場合は連結営業利益）の累計額が2億6700万円を超過している場合について、平成25年7月16日から平成27年2月13日まで、条件判断水準前提株価の50%

(3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

(4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することになるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

本新株予約権に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

本新株予約権に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成25年7月1日 (注)1	2,822,193	2,850,700	-	711,265	-	667,821
平成25年7月1日~ 平成25年9月30日 (注)2	15,300	2,866,000	4,728	715,994	4,728	672,550

(注)1. 株式分割(1:100)によるものであります。

2. 新株予約権(第3回ストック・オプション)の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 28,507	28,507	権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 -	-	-
発行済株式総数	28,507	-	-
総株主の議決権	-	28,507	-

- (注) 1. 平成25年5月15日開催の取締役会の決議により、平成25年7月1日を効力発生日として1株を100株に株式分割し、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。
これにより、平成25年9月30日現在の完全議決権株式（その他）の株式数は2,866,000株、議決権の数は28,660個、発行済株式総数は2,866,000株、総株主の議決権の数は28,660個となっております。
2. 平成25年7月1日～平成25年9月30日に新株予約権（ストック・オプション）の行使により、発行済株式総数及び議決権の数がそれぞれ15,300株及び153個増加しております。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成25年1月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	110,364	298,414
売掛金	280,952	246,645
商品	23,589	17,257
貯蔵品	20,252	20,292
繰延税金資産	5,500	5,500
その他	143,519	104,403
貸倒引当金	4,956	8,956
流動資産合計	579,222	683,557
固定資産		
有形固定資産		
建物	580,570	677,497
減価償却累計額	323,064	346,144
建物(純額)	257,505	331,352
その他	526,589	519,205
減価償却累計額	426,330	405,332
その他(純額)	100,258	113,872
有形固定資産合計	357,764	445,225
無形固定資産	12,496	69,096
投資その他の資産		
敷金及び保証金	563,243	491,142
その他	45,175	39,575
貸倒引当金	20,356	13,380
投資その他の資産合計	588,063	517,338
固定資産合計	958,324	1,031,660
繰延資産		
社債発行費	1,301	696
繰延資産合計	1,301	696
資産合計	1,538,847	1,715,914

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期会計期間 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	444,582	476,613
短期借入金	47,200	83,400
未払金	88,752	115,803
未払法人税等	38,870	27,159
賞与引当金	-	4,999
資産除去債務	14,627	2,378
その他	175,877	195,391
流動負債合計	809,910	905,748
固定負債		
社債	84,000	40,800
受入保証金	304,550	289,625
繰延税金負債	6,418	7,960
資産除去債務	43,231	42,971
その他	2,596	24,965
固定負債合計	440,795	406,323
負債合計	1,250,705	1,312,071
純資産の部		
株主資本		
資本金	707,000	715,994
資本剰余金	663,556	672,550
利益剰余金	1,090,281	991,691
株主資本合計	280,275	396,853
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	220	3,173
評価・換算差額等合計	220	3,173
新株予約権	8,087	3,815
純資産合計	288,141	403,842
負債純資産合計	1,538,847	1,715,914

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)
売上高	3,885,000	4,173,139
売上原価	1,946,764	2,049,229
売上総利益	1,938,235	2,123,909
販売費及び一般管理費	1,885,990	1,970,267
営業利益	52,245	153,642
営業外収益		
受取利息	210	132
受取配当金	80	88
受取賃貸料	3,912	3,890
協賛金収入	6,173	7,291
その他	1,984	2,232
営業外収益合計	12,360	13,635
営業外費用		
支払利息	3,591	1,627
社債利息	2,076	1,462
株式交付費	-	3,226
貸倒引当金繰入額	15,799	-
その他	2,867	6,020
営業外費用合計	24,334	12,337
経常利益	40,270	154,940
特別利益		
固定資産売却益	4,890	2,408
新株予約権戻入益	1,153	-
特別利益合計	6,044	2,408
特別損失		
固定資産売却損	-	896
減損損失	13,488	11,518
訴訟関連損失	-	5,838
その他	2,907	1,889
特別損失合計	16,395	20,142
税引前四半期純利益	29,918	137,207
法人税、住民税及び事業税	29,474	38,831
法人税等調整額	626	214
法人税等合計	28,848	38,616
四半期純利益	1,070	98,590

【会計方針の変更】

当第3四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期会計期間より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、これによる当第3四半期累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)
減価償却費	66,318千円	63,413千円

(株主資本等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注1)	四半期損益 計算書計上額 (注2)
	ペッパーランチ 事業	レストラン事業	商品販売事業			
売上高 外部顧客への売上高	2,880,396	985,634	18,969	3,885,000	-	3,885,000
計	2,880,396	985,634	18,969	3,885,000	-	3,885,000
セグメント利益 又はセグメント損失()	373,908	38,806	5,960	406,754	354,509	52,245

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 354,509千円は、各報告セグメントに配分していない
 全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

「ペッパーランチ事業」及び「レストラン事業」において、当第3四半期累計期間に営業活動から生ずる損益が著しく低下した店舗等について、当該店舗の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期累計期間においては「ペッパーランチ事業」1,256千円、「レストラン事業」12,232千円であります。

当第3四半期累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注1)	四半期損益 計算書計上額 (注2)
	ペッパーランチ 事業	レストラン事業	商品販売事業			
売上高 外部顧客へ の売上高	3,060,255	1,091,775	21,107	4,173,139	-	4,173,139
計	3,060,255	1,091,775	21,107	4,173,139	-	4,173,139
セグメント利 益 又はセグメ ント損失()	485,645	39,235	5,124	519,756	366,113	153,642

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 366,113千円は、各報告セグメントに配分していない
全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

「ペッパーランチ事業」及び「レストラン事業」において、当第3四半期累計期間に営業活動から生ずる損益
が著しく低下した店舗等について、当該店舗の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額
を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期累計期間におい
ては「ペッパーランチ事業」10,210千円、「レストラン事業」1,308千円であります。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社はこれまでステファングリルのセグメント区分を「レストラン事業」としておりましたが、第1四半期会
計期間の組織変更に伴い、「ペッパーランチ事業」に変更しております。これに伴い共通経費の配賦についても
一部見直しております。

なお、前第3四半期累計期間に開示している金額は、変更後の区分方法により組替えたものを記載しておりま
す。

また、会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載のとおり、法人税法の改正に伴
い、第1四半期会計期間より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に
基づく減価償却の方法に変更したため、報告セグメントの減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変
更しております。なお、これによる当第3四半期累計期間のセグメント利益に与える影響は軽微であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	0円41銭	34円62銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	1,070	98,590
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	1,070	98,590
普通株式の期中平均株式数(株)	2,556,100	2,847,850
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	0円41銭	34円41銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	35,800	17,611
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	

(注) 平成25年7月1日を効力発生日として1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年10月25日

株式会社ペッパーフードサービス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福原 正三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大田原 吉隆 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ペッパーフードサービスの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第29期事業年度の第3四半期会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成25年1月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ペッパーフードサービスの平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体含まれていません。